

令和2年度県産主要水産物販路開拓業務企画提案募集要領

令和2年度県産主要水産物販路開拓業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、最も優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 委託業務名 令和2年度県産主要水産物販路開拓業務

2 事業目的

本業務は、ホヤ及びホヤ加工品を中心とした県産水産物について、九州地方を対象に販路開拓・需要拡大に関する取組を行い、国内におけるホヤ等の需要拡大を図ることを目的とするもの。

3 業務内容

別紙「令和2年度県産主要水産物販路開拓業務仕様書」のとおり

4 契約期間

契約締結の日から令和3年3月16日（火）まで

第2 事業費（委託上限額）

金5,467,000円（うち消費税及び地方消費税額 金497,000円）とする。

第3 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、以下のとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- 4 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- 5 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- 6 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- 8 委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

第4 スケジュール（予定を含む）

内 容	期 日
企画提案募集開始	令和2年3月24日（火）
質問受付期間	令和2年3月24日（火）から令和2年4月6日（月） 午後5時まで

回答書の閲覧	令和2年4月8日（水）から令和2年4月24日（金） 午後5時まで
企画提案参加申込書提出期限	令和2年4月20日（月）午後5時まで
企画提案書提出期限	令和2年 <u>5月22日（金）午後5時まで</u>
選定委員会開催	令和2年 <u>5月26日（火）予定</u>
選定結果通知	令和2年 <u>5月下旬予定</u>
契約締結	令和2年 <u>6月中旬予定</u>

第5 応募手続

1 企画提案要件

応募する企画提案は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 宮城県産主要水産物の販路開拓と継続的な販路の構築を目的とした取組であること。
- (2) 県内の生産者等と連携して実施する取組であること。
- (3) 取組について、他の公的機関から金銭的な支援を受けていないこと。

2 企画提案への参加申込

企画提案への参加を希望する者（以下「企画提案者」という。）は、次のとおり企画提案参加申込書及び関係書類（以下「参加申込書等」という。）を提出後、企画提案書及び関係書類（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

(1) 参加申込書等の提出

イ 提出日時 令和2年4月20日（月）午後5時必着

ロ 提出方法 郵送又は持参

ハ 提出先 宮城県水産林政部水産業振興課販路開拓支援班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号(宮城県行政庁舎12階)

ニ 提出書類

(イ) 企画提案参加申込書（様式第2号）：1部

(ロ) 企画提案応募に係る宣誓書（様式第3号）：1部

(2) 企画提案書等の提出

イ 提出日時 令和2年5月22日（金）午後5時必着

ロ 提出方法 郵送又は持参

ハ 提出先 宮城県水産林政部水産業振興課販路開拓支援班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号(宮城県行政庁舎12階)

ニ 提出書類

(イ) 企画提案書（任意様式）：10部

※A4片面、ページ番号付きとし、提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめたものとする。

(ロ) 事業経費見積書（任意様式）：10部

※仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計の金額を記載すること。

(ハ) 業務スケジュール表（任意様式）：10部

3 質疑回答

質問がある場合は、次のとおり質問書（様式第1号）を提出すること。

(1) 質問受付期間

令和2年3月24日（火）から令和2年4月6日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール

(3) 提出先

宮城県水産林政部水産業振興課販路開拓支援班

電子メール：suishihk@pref.miyagi.lg.jp

(4) 回答方法

質問に対する回答は、県水産業振興課ホームページに掲載する。ただし、掲載期限は令和2年4月24日（金）午後5時までとする。また、回答は、質問者の名を伏せた上で当課ホームページに掲載するので、参加申込者は必ず他者の質問・回答を確認すること。

なお、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

第6 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

県は、企画提案者の中から本業務の業務受託候補者を選定するため、次のとおり選定委員会を開催し、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、評価点の平均が満点の6割以上の企画提案者の中から、最も優れていると判断される企画提案者を委託候補者として選定する。

審査の結果、各委員の評価点の合計が最高の提案者と、各委員の評価点の順位の合計が最小の提案者が一致する場合、当該提案者を委託候補者として選定する。評価点の合計が最高の提案者と、評価点の順位の合計が最小の提案者が異なる場合、または同点の提案者が複数いる場合は、委員間の協議により、委託候補者を選定する。

2 提案者が1者の場合は、評価点の平均が満点の6割以上であり、別途行う委員間の協議により履行能力があると判断できる場合、当該提案者を委託候補者として選定する。

3 提案者がいない場合又は履行能力なしと判断する場合は再度、公募を実施する。

4 選考

(1) 開催日 令和2年5月26日（火）予定 ※決定後に別途連絡する。

(2) 場 所 宮城県行政庁舎またはその周辺施設 ※決定後に別途連絡する。

(3) 企画提案者によるプレゼンテーション

イ プレゼンテーションへの出席者は、事業者毎にそれぞれ3名以内とする。

ロ 1事業者当たりの持ち時間は、プレゼンテーション及び選定委員との質疑応答を合わせて30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とし、県が後日指定する時間割により事業者毎に個別に行う。

ハ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

ニ プロジェクター等の使用を希望する場合は、企画提案書を提出する際に申し出ること。なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

(4) 審査内容

審査項目及び審査の視点並びに配点（合計100点）は、次のとおりとする。

イ 県産主要水産物の対象地域におけるプロモーション及び現地市場への定着に向けた取組に関する提案（配点90点）

（イ）プロモーションの提案内容は、具体的かつ実現可能性が高いか。（配点10点）

（ロ）対象とするバイヤー等、販路開拓先の設定は妥当か。（配点15点）

（ハ）訴求効果の高い手法、回数、時期、期間、会場となっているか。（配点15点）

（ニ）フェア事前告知の手法は効果的か。（配点15点）

（ホ）現地市場へのホヤ需要の定着に向け効果的な工夫がなされているか。

（配点15点）

（ヘ）当該事業の終了後も、実需者による自律的かつ継続的な販路の構築が見込まれるか。（配点20点）

ロ 業務委託の実施体制、スケジュール及び費用の妥当性（配点10点）

（イ）運営管理体制は適切か。

（ロ）実現可能なスケジュールとなっているか。

（ハ）費用の積算は適切か。

（5）選定結果の発表

選定結果については、後日、プレゼンテーションに参加した全ての企画提案者に文書で通知するとともに、プレゼンテーション参加者の名称、評価点数を公表する。公表に当たっては、選定された委員候補者以外には、個別の評価点数が特定されないように配慮する。

なお、審査・選定結果に関する質問には応じないものとする。

第7 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

（1）提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明である場合

（2）本要領等の規定に従っていない場合

（3）第6に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

（4）同一の事業者が2つ以上の企画提案書を提出した場合

（5）企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合

（6）民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

2 その他

（1）企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。

（2）取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。

（3）企画提案書等の再提出は認めない。

（4）審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。

（5）この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。

第8 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。

(5) 提出書類の情報開示

提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

第9 問い合わせ先

宮城県水産林政部水産業振興課 販路開拓支援班（担当：川端，谷合）

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL 022（211）2954

FAX 022（211）2939

電子メール suishihk@pref.miyagi.lg.jp